

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という
- (2) 常勤役員とは、役員等のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利権であって、その名称のいかんを問わない
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする

(報酬等)

第3条 常勤役員及び非常勤役員に職務の対価として、報酬を支給することができる。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する常勤特別職及び一般職並びに報酬の支給を辞退する旨の意思表示のある者に対しては、報酬を支給しない。

2 常勤役員に対しては、別表第1に定める報酬月額とし、非常勤役員に対しては、評議員会又は理事会に出席したとき又は監事が監事の職務に従事したとき、別表第2に定める報酬日額を支給する。なお、非常勤役員が1日のうちにおいて2以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。

3 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の支払いについて自己の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 常勤役員の報酬の支払い方法は、職員給与規程に準ずる。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等がセンターの用務のため旅行をした時は、その旅行についての旅費を支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

4 前2項の規定により支給する旅費及び通勤手当の額は、職員旅費規程及び職員給与規程に準ずる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(補則)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益財団法人川口市勤労福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第3項の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職金について適用し、同日前の退職に係る退職金については、なお、従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

区 分	報 酬 月 額
常 勤 役 員	390,000円

別表第2 (第3条関係)

区 分	報 酬 日 額	
非 常 勤 役 員	評 議 員	7,200円
	理 事	7,200円
	監 事	7,200円